

官民競争入札等監理委員会  
第294回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第294回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和5年4月13日（木）10:00～10:55

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について  
○独立行政法人環境再生保全機構／公害健康被害補償業務の徴収業務
3. 企画小委員会における審議の状況について
4. 第26回公共サービス改革小委員会の審議結果報告について
5. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について
6. 「公共サービス改革基本方針(原案)」について
7. 実施要項に関する指針、標準例等の改正について
8. 閉 会

<出席者>

（委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石川委員、石田委員、小尾委員、関野委員、  
辻委員、中川委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官

○浅羽委員長 皆さん、どうもおはようございます。定刻となりましたので、第294回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第にありますとおり、2から5について御議論をいただきます。

それでは、議事次第2の実施要項(案)につきまして御審議をいただきたいと思っております。実施要項(案)については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Cの1件、独立行政法人環境再生保全機構／公害健康被害補償業務の徴収関連業務につきまして、主査の中川委員より御説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○中川委員 中川です。独立行政法人環境再生保全機構／公害健康被害補償業務の徴収関連業務の実施要項(案)について、審議結果報告に基づき御説明いたします。資料1-1を御覧ください。本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者から徴収する業務の一部について外部委託するものです。

今期から、新たに申告関係書類の印刷、オンライン申告の促進等の業務が追加されております。事業期間は令和5年10月から令和10年9月までの5年間の事業です。本年2月に審議した事業評価では、競争性の確保について課題が認められました。次期事業では、事業者の相談等や説明会の開催につき、ICTを活用するなど創意工夫を図り、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に資するのであれば、いかなる提案でも可能としています。

また、オンライン申告を促進することとしています。これらの業務について、加点項目にICTを活用するなど、創意工夫を追記しています。また、納付義務を負う汚染原因者数は現在約8,100事業者であり、合併や分割などの組織変更による変動を除き、原則、固定されていることも明記しております。さらに、従来実施機関が別途発注していた申告関係書類の印刷につき、印刷物の発注、発送が日程的に決まっていること等を踏まえ、新たに申告関係書類の印刷等業務を追加するとともに、引継ぎや準備期間を長めに確保しております。

次に、小委員会において議論になりました点を御説明いたします。公健法第55条第3項の推計規定は、申告を行わない納付義務者に対する督促を円滑に実施するための有用な手段であり、その内容を分かりやすく記述すべきではないかと実施機関に検討を求めました。

その結果、未申告事業者に対する督促によっても制度に理解を得られない場合には、機構が納付すべき額の決定、納付義務者への通知を行い、国税徴収の例により徴収業務を実施する旨を明記しました。

また、競争参加資格申請時に提出済みの書類は提出不要とすべきではないかと実施機関に検討を求め、登記事項証明書については提出不要としています。さらに、今期から追加される新規業務、すなわち申告関係書類の印刷やオンライン申告の促進、徴収関連業務従

事者の知識向上を目的とした教育体制の構築及び研修会の実施、これらを盛り込んだ内容の入札金額の算定が適切に行えるよう、記述を追記すべきではないかと実施機関に検討を求めました。その結果、従来の実施状況として開示される経費には、今期からの新規業務に係るものは含まれていない旨を明記いたしました。

最後に、パブリックコメントへの対応ですが、4者から計6件の質問等が寄せられましたが、実施要項（案）の修正は行っていないことを御報告いただき、小委員会としては了としたところです。

御説明は以上となります。

○浅羽委員長 中川主査、どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。本件、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事次第3の企画小委員会における審議の状況につきまして、御審議をいただきたいと思えます。

それでは、議事次第3につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 それでは、御説明をさせていただきます。資料の2を御覧下さい。企画小委員会における審議の状況を整理しております。昨年度、この企画小委員会では、地方における公共サービスの問題につきまして3回審議を行っていただきまして、それぞれの市区町村で共通的に行われております、基盤的な公共サービスである広報紙の配布など、昨年度、当方で進めました委託調査に関連した内容で議論を進めていただいたところです。

議論の経過はこの資料に書いてございます。まず1のところ、昨年12月の会合でございしますが、住民への広報紙の配布についての自治体からのヒアリング、意見交換を行っていただきました。この広報紙の配布のやり方といたしましては、3つほど主要なものがございします。1つには、自治会とか町内会を通じた配布、次に新聞折り込み、そして、民間のポスティング事業者への委託という、これが主要な方法なのでございしますが、それぞれの方法をとっている3自治体をお呼びして、今のやり方の現状ですとか課題認識についてお話を伺いました。

小委の先生方からは、それぞれの自治体がそれぞれの事情の中で今の方法をとっている、選択しているということは前提としつつも、紙媒体の配布だけでなく、デジタルツールの活用で代替したり、補完していくこと、そういうことの可能性ですとか、いずれの方法をとるにしても、経費、コスト、これをきちんと整理して、最もふさわしいやり方を選択していくことが大事ではないか、こうした趣旨での御意見をいただいたところでございします。

そして、2のところ、本年の2月の会合では、広報のデジタル化について、2つの自治体をお呼びしてヒアリングを行いました。広報に限らない話ですが、デジタルツールの特

色といたしましては、1つには多様な媒体がございます。ホームページはもとより、動画、SNS等々の様々な媒体が使えること、そして中身のデザインとかコンテンツ、この辺の構成も融通無碍なものが可能であること。あるいは、データとしての分析が可能です。購読状況、視聴情報、その辺を把握して、分析して、次の取組に生かすことが可能であることなど、こういった様々なメリットがございますので、お呼びした自治体からは、こういったメリットを生かして、広報ですとか、情報発信の効果をどう上げようとしているのかという取組についてお話を伺いました。

委員の皆様方からは、デジタル化を進める中での必要な人材とか、あるいは民間の事業者の活用の余地ですとか、デジタルツールを導入するに当たっては従来のやり方も含めての費用対効果の検証、これが大事ではないか、こういった趣旨での御意見などをいただいたところでございます。

そして3、3回目の会合でございますが、本年の3月に行っていただきまして、総務省で昨年度行いました委託調査の結果についての報告をさせていただきました。調査の結果については、別途、委員の皆様にお送りさせていただいておりますけれども、この3月の小委員会では、3の①、②の内容で報告をさせていただきました。

まず、①の広報紙の配布方法の調査でございますが、この調査では1,000を超える市区町村からアンケートの回答を頂いております、それを取りまとめました。結果の全体的な状況といたしましては、従来のやり方、特に自治会とか町内会への委託というやり方から、ポスティングの事業者、民間の事業者を活用しようというのが代替的な手段となっているというのが、特に規模が大きい自治体ほど、状況として見てとれる調査結果とはなっております。あわせて、実際にそういう切替え、新しいやり方をとるに当たっては、当事者である自治体の皆さんでは、必要な経費をどう確保するかとか、民間事業者を使うといっても、継続的に委託ができる事業者がどこにでもいるとは限らない等々、そういった課題、問題意識、悩みを持ちながら進めていらっしゃるということが分かる内容となりました。

こうした内容で事務局からも御報告をしたのですが、委員の皆様からは、先ほど申しました前回までの議論と同様、費用対効果とか、経費という面も重視しながら、今後の広報のやり方を考えていくことが重要である。こういった趣旨の御意見などをいただいたところでございます。

もう一つ、昨年度の調査の内容としては、②の話ですけれども、公金債権の回収業務についての調査についても御報告をいたしました。こちらの②のほうは、10の自治体へのヒアリングの結果を整理した調査結果でございます。この公金回収の業務というのは、どうしても業務の性格上、機微にわたる内容も多いので、そういったことも踏まえた整理の形、アウトプットとはなっておりますが、調査結果の中では、民間委託ですとか、広域連携、あるいは組織間の情報共有等々、そういった取組が、今の時代、特に必要とされます債務者の生活支援などどう連携して債権回収が行われ、どう効果を上げているか等々の

観点から事例集の形で整理させていただいたところでございます。こちらについても、委員の皆様からいろいろ御意見を伺いまして、例えば未納の債権といっても、回収可能な債権と難しい債権というのがあるだろうから、それらを峻別して、それぞれに応じた効果的な対応をとることが大事ではないか。そして、総務省にも、そういった取組に資するような取組とか、あるいは調査などを期待したい、こういった御助言などもいただいたところでございます。

こういった3回の審議を行っていただいたのが小委員会の状況でございます、その審議の中でいただいた御意見は、今年度、これから進めます調査の計画にも反映させるべく、検討を進めたいと考えています。

それから、特に業務のデジタル化についても、その都度、いろいろな角度から委員の皆様からは意見をいただきましたので、調査という形に限らず、例えば関係府省から状況を聞くなどの形も含めて、今後の我々の取組の示唆を得たいと考えていますので、今年度の進め方については、引き続き主査の古尾谷委員などから御助言をいただいて、これから検討を進めてまいりたいと考えております。

事務局からの御報告は以上です。

○浅羽委員長 長瀬参事官、どうもありがとうございます。ただいま説明いただきました内容につきまして、古尾谷主査から補足があればお願いしたいのですが、古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 ありがとうございます。長瀬参事官から御説明があったとおりでんすけれども、タイトな日程の中で取りまとめと事例集の作成に当たられた事務局の皆さんに、まず深く感謝申し上げます。

それで、ここでは経過の報告について意見交換を行ったということで記載が簡略にされている形なんですけれども、どういう議論があって、どういう方向でやろうとしているのかということ、できれば明示していただきたい。共通の意見があったはずですので、内容の中にこれを明示しないと、小委員会として監理委員会に説明する際に、事例集の取りまとめと意見交換を行った、というだけでは、ちょっと過不足が生じるのではないかと考えております。

特に、専門委員の方々からも様々な議論が出ましたけれども、今回、アンケート調査やヒアリングをする中で、例えば広報のデジタル化についても、市長が住民に対して、広報をデジタル化しようとするけれども、いかがかという意見を照会すると、各自治体の8割程度が反対という意見になっていると。そこでとどまっていたら、はっきり言って自治体DXの推進を政府が大きく取り上げている中で、思ったほど進んでいない。

特に、今の自治体が50代以上の、どちらかというと、私も含めてデジタルにはなかなか疎い世代が中心になって動かしている時代からは大きく転換する中では、そうしたものを前提としてやっていると、行政改革や自治体の後押しはなかなかできないんだと思います。自治体自体も、大きな自治体も含めて、自治会に広報は任せていると言うんですけれ

ども、自治会自体もう入らない人が多くなっているし、自治会への参加を止めるというような形で、今、世の中大きく動こうとしているので、こうした点をどのように生かしていくのか。

また、後ろ向きにならないで、例えば既存のルーチンの中でも、デジタル化すると、こういう費用対効果がある、ということを示すべきではないかということの議論があって、コストをしっかりと説明しないのは間違いじゃないかという意見が小委員会で出ています。だから、コストをしっかりと明示して、これだけ経費を削減して福祉に回せるんですよという言い方をしないと、住民は納得しないはずですよ。

私や、今日も辻先生もいらっしゃっていますが、基本的に小委員会の委員として、小規模自治体、自治体の行政改革、あるいは様々なデジタル化を推し進めるということで、もっと前向きに取り組んでいくためには、やはり事例集と取組だけではなかなか進まない。やはり自治体は、僕は日本の社会を支えている1つのコアだと思っていますので、委員会の皆様にも御議論をいただきたいと思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願いたします。

以上でございます。

○浅羽委員長 古尾谷主査、どうもありがとうございました。

それでは、委員の先生方、御意見、御質問等ございませんでしょうか。あるいは、小委員会に参加されている先生から、その場で出た意見等をさらに御紹介いただくといったようなことでも、もちろん構いません。いかがでしょうか。

小尾委員、お願いたします。

○小尾委員 すみません、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回これは広報紙の配布方法についての課題という形だと思うのですけれども、先ほどのお話も聞いていると、広報紙そのものの在り方に関する検討が、本来必要なのかなというふうにも思っています。デジタル化とかを推進するに当たっては、広報紙そのもの、紙の媒体をやめてデジタルに移行するみたいな話になってくると。配布という話ではなくて、広報紙そのものをどうするか。リアルタイムに発行するとか、広報紙そのものはやめて、例えばホームページとか、何らかの広報の方向へ移行するみたいな話になるかなとも思うのですが、そこら辺の検討というのはこの中に将来的には含んでいくという考えでよろしいのでしょうか。

○長瀬参事官 2回目の会合でお呼びした自治体などからは、既存の広報紙というのは、一定のニーズがあるので配布はするというを前提としつつも、デジタルツールの活用によって、単にPDFをホームページに載せるというようなやり方だけではなくて、あるいは、そのままメールで送るとか、そういうやり方に止まらず、広報や情報発信の仕方そのものをどう変えていけるのかを模索されておるといってお話も伺いました。

ですので、デジタルツールの活用で、どんな広報なり情報発信の新しい形があり得るのかという検討、そうしたことについて我々の調査の中ではどういうことができるのかということは、今年度の取組の課題として、よく検討を進めなければ、と事務局としても考えて

いるところでございます。

○小尾委員 ありがとうございます。

○浅羽委員長 古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 今、小尾先生、おっしゃったとおり、広報紙の在り方と、それから、その配布方法とは不可分の話です。既に広報紙をデジタル化した自治体も現実にあります。それから、逆に全国的な広報をやっている団体でも、全国的な広報はあまりに紙では経費がかかり過ぎるということで、様々なツール媒体を使った方向に変えていく自治体もあります。今は過渡期だと思います。

ただ、自治体の中では、多くがまだ広報紙は引き続き必要だと思います。特に観光の面で、広報紙が観光紙化しているところもかなり出ています。ただ、海外の人たちのほとんどはネットで見ているので、そうした状況を踏まえながら、どのようなことができるのかは事務局と一緒に小委員会の中でも話し合っ、意見交換していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○浅羽委員長 ほかには、御意見や御質問等ございませんでしょうか。ちょっと私から1点だけ。先ほども少し長瀬参事官から御説明がありましたが、第2回目のヒアリングで、塩尻市と神戸市から説明があったということで、かなり先駆的な取組をやられているということのようですけれども、具体的にこの広報紙のデジタル化でどのようなことが新しくできるようになっているのでしょうか。

紙だけのもの、あるいは紙をPDFにしてウェブサイト貼り付けているだけの先に、具体的にはどんなものがあったのでしょうか。何か具体的な例で、特徴的なものを御紹介いただければと思います。

長瀬参事官、よろしくをお願いいたします。

○長瀬参事官 まだ我々も広く状況を勉強できていない状況なのですが、小委員会でのヒアリングをした中で御報告いただいたところの御紹介ということで申します。まず、塩尻市については、デジタルツールの活用というのは多様な媒体を使うことが可能です。ホームページはもとより、動画もできますし、SNS等々、いろいろな形が可能なので、そういう多様な媒体をどう使い分けるか。何を、いつ、誰に、どう分かってもらう必要がある情報だから、どういう媒体を使おうかということで、媒体の使い分けということにチャレンジしよう、具体化していこうということでの取組を進めているという御紹介がございました。媒体の使い分けでございます。

もう一つの神戸市では、紙媒体ではできない機能として、デジタル媒体を使いますと、デザインとかコンテンツがある意味融通無碍です。どういう情報構成にして、単に一覧的に情報を提供するというのではなくて、階層的な形で情報提供することができるのか、あとはデータとして視聴状況が把握できたり、フィードバックなり、読んだ方の反応がもらえるようなこともできますので、そういったデータの把握、分析を次の企画なりに生かそうと、そういうことができないかということで、工夫なり、チャレンジをしていこうとい

うことでの御紹介がございました。

ヒアリング結果の御紹介は以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見や御質問等ございますでしょうか。

それでは、本議題につきましてはこれまでとさせていただきます。

続きまして、議事次第4の第26回公共サービス改革小委員会の審議結果報告につきまして、御審議をいただきたいと思っております。なお、本議事への御意見や御質問につきましては、後ほど、議事次第5、6とまとめてお受けすることといたしたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○岡本事務局長 それでは、公共サービス改革基本方針についてでございますが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第2項に基づき、公共サービスの改革に関する基本的な姿勢と実行計画を定めたものであり、毎年度見直し、本委員会の議を経た上で、閣議決定を行うものでございます。

平成18年の第1次から改定を重ね、本年で第20次の改定となります。本年の7月を目途に閣議決定を行うべく、本日はその原案について御審議をお願いするものです。改定の内容といたしましては、新型コロナウイルスをめぐる環境の変化、物価高騰の社会経済的状況等を踏まえた本文の修正や、新たに選定された11の法に基づく民間競争入札の対象事業の別表への追加が主なものとなります。

詳細は参事官のほうから説明させます。

○長瀬参事官 それでは、引き続き、資料に即して御説明をさせていただきます。議題4と5でございます。まず、令和4年度に進めてまいりました市場化テストの対象事業の選定でございますが、これは資料3と資料4を御覧いただいて、昨年12月、この場で御報告した以降の状況と整理の結果を御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の3でございます。公共サービス改革小委員会で行っていただきました、国立精神・神経医療研究センターの庁舎管理業務についてのヒアリング結果の御報告が、この資料3でございます。この庁舎管理業務の事業でございますが、この事業はこれまで1者応札が継続しているなど、競争性の面で課題のある事業でございます。昨年、市場化テストの導入について、主に後半、事務レベルで調整を進めてきたのですが、このセンターの考えといたしましては、自分たちの自主的な取組の中で競争性の改善を進めたい、という考えでございました。そのため、そうしたセンターとして考える取組に委ねることが適当か否かにつきまして、2月に小委員会を開催してヒアリングを行っていただきました。

ヒアリングの結果は、この1.の内容でございます。センターといたしましては、これまで、この事業では1者応札が継続してきたという状況がございますので、それを重く受け止めまして、これまで実際、市場化テストではどんな取組が行われておるのか、そういったことを見ていただいて、そういった内容に即して今後の取組を進めたいという説明で

ございました。

すなわち、まず1つには、マンパワーを要している業務を分割しようということです。特に清掃業務にこの事業のマンパワーの半数が取られているという状況でございますので、かつ、そのマンパワーの確保が参入の障壁になり得ると考えますことから、その清掃業務については、その他の業務と切り離してやろうということが1つ。

2つ目には、引継ぎ準備期間、これを約3か月間設けてスケジュールの見直しを行いますということ、それから、総合評価落札方式の導入、こういったことを進めたいという内容の披瀝がございました。加えて、小委員会の先生からもいろいろ意見や今後の取組に当たっての御助言などがございました。(1)から(4)に書いてございますが、資格・実績要件の緩和ですとか、業務の分割だけではなくて、仕様そのものの見直し、そうしたことも進めてはどうかということの意見がございました。

いずれも、センターとしては御意見の趣旨に沿って、今後取り組んでいきたいという意思表示、回答があったところでございます。

こうしたヒアリングの状況、結果を受けて、この小委員会では、下の2ポツに書いたところで取りまとめをいただきました。今回のヒアリングの機会を設けることを通じまして、このセンターからは市場化テストの趣旨に沿った前向きな取組を引き出すことができましたので、まずはセンターの判断で、そうした取組をしっかりと進めていただく、併せてその状況はよくフォローアップさせていただこうという内容で取りまとめをいただいたところでございます。

以上が資料3のヒアリング結果でございます。

続いて、資料の4を御覧ください。これは選定結果の整理でございます。先ほど申しました資料3のセンターの事業の取扱いが決まったことを受けまして、事業選定の結果として改めて整理をさせていただいたのがこの資料の内容です。

1. のところでございます。自主選定に至った事業は計11でございます。内訳は次のページに書いてございますが、昨年末の時点、この本委員会で御報告したとおりで変更はございません。これらについては、後の議題でもございますが、今年の夏、7月を目途に改定をしようということで進めます、公共サービス改革基本方針の中に盛り込むこととしたいと考えております。

そして、2. でございます。改善要請を行う事業、各府省で自主的な取組を進めてもらおうという事業でございます。昨年末の時点、ここで御報告した36事業に、先ほどの資料3の事業を加えまして37の事業についての取組を、それぞれの事業実施機関にお願いしようということといたしております。

御説明は以上でございます。

○浅羽委員長 長瀬参事官、ありがとうございます。引き続きまして、今、議事次第5のところまで行きましたので、6の公共サービス改革基本方針(原案)につきましの審議をいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○長瀬参事官 引き続きでございます。本年度の基本方針の改定の原案についての御説明をさせていただきます。資料5の関係でございますが、資料5-2を御覧ください。基本方針の総論部分の変更について、昨年度からの変更箇所を中心に御説明をしたいと思います。まず、御紹介するのは、2ページの一番後ろから3ページにかけての記述のところでございます。

この箇所の記述でございますが、これは今、この時代、市場化テストが始まった18年前ではなく、この今の令和の時代に事業をめぐる環境がどうなっていて、どのような目的意識でこの市場化テストの取組を進めなければならないかという趣旨の内容を、大きな視点で記述をした箇所でございます。

前段の事業環境の変化ということに関しましては、昨年度もございました、コロナ禍での影響ですとか人手不足、こういった要素に加えまして、今回の原案では、物価の高騰ということについても触れさせていただいております。また、市場化テストを進める大きい目的意識という話、この辺は、昨年度のものでは必ずしも明確ではなかったかと考えましたので、次の3ページのところで書いてございますが、公共サービスの担い手を安定的に確保していこうと、言うなれば、公共サービスの持続可能性ということでございます。そうしたことこそが、実際、この委員会で進めていただいている新規参入の促進とか、1者応札の解消ということの向かうべき方向、目的なのではないかというところの趣旨で記述をさせていただいたところでございます。それが1点目の大きな変更でございます。

もう一点御紹介するのが、9ページの末尾のところです。この箇所は、事業評価に関して記述した箇所ございまして、この②というのは、経費の削減とか効率性に関する評価について触れた部分です。今年の記述といたしましては、最後の括弧書きを新しく追加しております。経費の評価に当たっては、市場化テストの実施前と、今の現行事業費との事業費の比較というのがベースとなるのですけれども、書いた趣旨としましては、単に額面上の事業費を比較するだけではなくて、経費の増とか、あるいは逆に減につながったような実質的な要素を含めて判断していくことが必要であるということ。また、これは特に経費が増えた場合なのでしょうけれども、単に結果論として、経費を増やさないと、買手がつきませんでしたというような話ではなくて、例えば関連するいろいろな公的統計の数値とか、公定の単価など、そうしたエビデンスに照らした上で、合理的に是認し得るようなコストの増加だったのかどうか、こういった観点で判断していくのだという趣旨のことを記述させていただいております。

今申しました2つが、特に申し上げるべき総論部分についての変更の箇所でございます。

次に別表でございます。これは次の資料5-3でございます。こちらの記した内容によりまして、再整理を行いたいと考えております。従前、去年までのバージョンの整理ですと、業務分類、例えば施設管理とか情報システム、統計調査等々の、それぞれの業務分類

ごとに、国、あるいは独法の事業としてどういうものがあるかということが少し分りにくい構成となっていたのではないかと、業務分類の立て方も、少しバランスを欠くのではないかとことを考えました。ですので、この新旧整理表に記したような内容で、分類構成の再整理を行いたいと考えております。こういった再整理を行った上で、別表につきましては、先ほどの資料4のところでも申しました新規の11事業を盛り込みますとともに、これから小委員会では順次事業評価の審議をいただきますので、その結果を反映した内容で、別表の案については、今後整理をして、形にしていきたいと考えております。

以上が原案の御報告ということでございます。今日、御審議をいただきました上で、本文の総論部分と別表を合わせて形にして、関係府省とも協議、確認を進めた上で、この委員会の中では改めて次の機会に御報告し、議了をいただいた上、夏の閣議決定に向けて進めたいというのが、今後の運びでございます。

本件については以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。それでは、ここまで御説明いただきました、議事次第4から6の内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

前田委員、お願いいたします。

○前田委員 ありがとうございます。ちょっと事前には気づかなかったんですけども、今御説明を聞いていて気づいた点について質問が2点ありまして、資料5-2に関するもので議案6です。5-2の2ページの下の方なのですが、人手不足状況の深刻化はいいのですが、物価の高騰という表現が使われていますが、政府では物価の高騰という表現をそんなに使うんでしょうか。

私はもともと日銀にいたのですが、いまだ日銀は物価上昇は一時的であって、また落ち着いていくと。日本の場合、米欧と比べると物価の上昇率が大幅低いので、高騰とまで書くような話なのかな、せめて上昇ぐらいじゃないかなとちょっと思ったものですから、事務局の意見をお聞きしたいのが1点であります。後のほうでは、人件費とか物価の上昇という言葉が使われているので、高騰というのは相当強い。一部にそういう品目もありますけれども、どういう趣旨で使われたのかなと。

それから、もう一点なんですけれども、8ページになります。中ほど、修正場所がありますけれども、私は、この修正自体はこれでいいと思うんですが、もともとの「監理委員会における審議等の効率化を図る必要性が高まっている状況を踏まえ」という表現があったのがなくなって、個別具体的な事情を踏まえつつと変えられている。これは説明がなかったんですけども、これは、いろいろな対応をとってきた、あるいは、世の中、いろいろなコストも上がってきたという中で、あえて効率化を図る必要性が高まっている状況とまでは、もう言わなくてもいいように、世の中の情勢が変わってきたという認識で変えられたのかどうか、この2点であります。

○長瀬参事官 後段のお話でございますが、効率化を図る必要性が高まっているという表

現が従前あった理由といたしましては、今は事業について御審議をいただいた結果、市場化テストを内容によっては終了させるということもあるのですけれども、市場化テストの制度ができてから当面の間は終了させる仕組みがもともとなかったことから、評価の内容によっては、成績優秀なものは卒業させようという趣旨で終了の仕組みができたところがありました。そうした終了の仕組みをつくる必要性、背景として、ここで言う効率化を図る必要があるということで書かれていたものでしたが、市場化テストの評価の仕組みや終了プロセスの仕組みというのができ、長年定着してきておりますので、あえてそのことを繰り返さなくてもよいのではないかということで、ここは特に削りましたということでございます。なお、審議を効率的に進めて頂くべく、事務局ではしかるべき整理をして、委員会にお諮りしなければいけないというのは、当然のことだと思っております。

あと、前段の物価の高騰についてでございます。意図した内容は、実際、事業の審議などでいろいろと議論頂いておりますとおり、人件費の上昇だけではなくて、半導体不足なり、その状況を背景としたいろいろなコストの上昇、こういうことが難しい環境としてあるということで入れた文言なのでございますが、今委員がおっしゃったところまで特に意識が及んで整理されて詰められていた文言かというのは、いま一度、政府の中での見解もよく確認した上で、この書きぶり、言葉の選び方は考えさせていただければと思います。

御指摘ありがとうございます。

○前田委員 ありがとうございます。よく分かりました。2点目、おっしゃった点については、9ページは物価や人件費の上昇と書かれているので、そのほうがフラットかなとちょっと思ったものですから、御検討いただければと思います。

○長瀬参事官 はい、いま一度、骨太の方針等々政府としてどういった見解となっているかは、よく確認の上使わせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましてはこれまでとさせていただきます。

公共サービス改革基本方針につきましては、先ほど長瀬参事官からもお話がありましたとおり、来たる6月の官民競争入札等監理委員会において、委員会として議了したいと思っております。事務局におきましては、ただいまいただきました御意見なども含めまして、引き続き作業を進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事次第7の実施要項に関する指針、標準例等の改正について御審議をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 よろしく願いいたします。資料の番号でいうと資料6-1から6-12でございます。改正の対象といたします指針等の類いでございますが、これは、もともとのお話になりますけれども、入札の実施要項の作成とか、事業評価に当たりまして、それぞれの事業機関などが、市場化テストの制度の趣旨に沿って、きちんと案の作成などが進められるようなガイダンスとして整理をいただいているものでございます。

この委員会でそれぞれの事業について御審議いただいている内容ですとか、あとは入札や調達に関わる様々な関連する制度の動きがございますので、そうした内容を反映させつつ、例年この年度替わりのタイミングで見直しを行っているものでございます。

今回お諮りするの、この資料6-1以下でございます。改正、見直し後の指針等は6-3以降でございますけれども、この場では改正の概要を資料6-1にまとめていますので、これを中心に御紹介をさせていただきたいと思っております。

資料6-1の、まず1.のところです。改正、見直しの対象といたしましたのは、実施要項の作成ですとか、評価に当たっての指針などの6本、1から6でございます。あとは、実施要項のひな形として示しております、標準例の4本でございます。

変更、見直しの内容は、次の2ページの2.、3.のところのポイントを整理しております。まず、見直し、改正の1点目でございますが、これは公共調達の中で一定の優先的な配慮を行うべきとされている事柄に関わるものでございます。具体的には、従来より政府全体の方針となっている話といたしましては、女性活躍の促進とか、次世代育成、ワーク・ライフ・バランスの確保などについての、総合評価落札方式で行う落札者の選定に当たっての加点措置であります。優良な取組を行った事業者の認定などの制度が、ここ何年か、特に令和4年度から変更されていることを受けて、この実施要項の指針などの中でも所要の改正を行わせていただいております。

新しい話として加えてあるのが賃上げの話でございます。御承知と思っておりますけれども、賃上げの実施、あるいは表明を行った事業者については、令和4年度の事業から一定の加算措置を行うことが政府全体の方針として既に示され、実行されていることを受けまして、こちらについては、新たに今回の指針の中に必要な記述を行わせていただきました。

もう一つの改正点でございますが、事業評価について定めた指針の部分でございます。こちらについては、資料6-2-1、小さい字になりますが、番号の4のところはその改正の部分でございます。先ほどの基本方針の中でも申し上げたところとも関連しますが、経費の削減効果をどう分析するかということに関する記述の箇所でございます。経費の削減効果の分析に当たっては、市場化テストの実施前後での経費比較を行うのですけれども、その際に外的要因による様々な増減があったときは、その部分を控除して分析するのだということに従前よりなっておりますが、その運用に当たって追記すべき内容を新たに記述しております。

特に経費が増加した場合などが議論となり得るのですけれども、単なる言い値が増えてしまいましたとか、見積りを取った単なる結果論ですというような話ではなくて、また、そうした整理で経費の増加が正当化されることがないように、さきほどの案件でも申しました公的統計のデータとか、予算等に用いる公定の単価など、客観的にコストの増加というのが社会的に見ても是認できるような、そういった内容なのかどうか。そうしたことを、客観的なデータを基に検討することが必要だという趣旨を、今回特に明記いたしました。

その他、細かいところも含めた改正点がこの指針等ではございます。引用している、あ

るいは参照している基準の部分を変更したもの、多数ある指針の中での文言の統一などでございます。実質的な変更や内容的な変更を意図したようなものばかりではございませんけれども、市場化テストの取組に当たっていただく実施機関の中には、市場化テストの取組はもとより、公共調達や入札そのものにあまりなじみがないような機関、部局もおられますので、そういった方を含めて、誤解ですとか混乱がないように、実施要項の作成などの作業を効果的、効率的にやっていただこうという趣旨で、ある意味当事者目線で、細かい書きぶりも含めて見直しをさせていただいたというところでございます。

簡単でございますが、資料6の関係は、以上でございます。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございます。本件につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

本件につきましては、前回の委員会のおきも、資料として入れていただいて、事前に拝見させていただいたりしたものでございます。それでは、これまでとさせていただきます。

本実施要項に関する指針、標準例等の改正案につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思っております。御審議どうもありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —